

事之舊時所傳者未嘗會一遇耳。其事也。謂之舊傳。雖記年當一月癸未十五日。而人言之。則云是歲之夏六月也。蓋工要雖甚。其事一也。雖紀年當之。全無考據。或以爲此事。當在癸未之歲。蓋不知其事。當在夏六月也。

経過スル毎二日給五日分ヲ増給ノコト

- (二) 同文中の當會社從業員工男女一族を工男女一般とす

(三) 爭議原因に於て勤續満壹ヶ年以上の者に日給廿日分及豫告手當を支給するの規定を去る八日發表（二行目）の點は勤續一ヶ年以上ハ者ニ内規ハ七日（工男ニ付テハ）分ニ其十割又加算スルハ規定ヲ去ル八日發表ニ訂正

(四) 従つて壹ヶ年勤續職工が解雇さるゝ場合には從來の内規に依り日給七日分新規定に依る廿日分及び豫告手當二週間分計四十一日分支給さるゝことなる（爭議原因の項同頁終より三行目）は

日給七日分新規定による十割即ち七日分及び豫告手當十四日分計二十八日分支給さるゝことなるに訂正